

危険ブロック塀等の除却費を最大 20 万円補助します！

～益田市ブロック塀等安全確保事業のご案内～

益田市では、地震によるブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難経路の確保のため、避難路として指定された道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却費の一部を補助します。

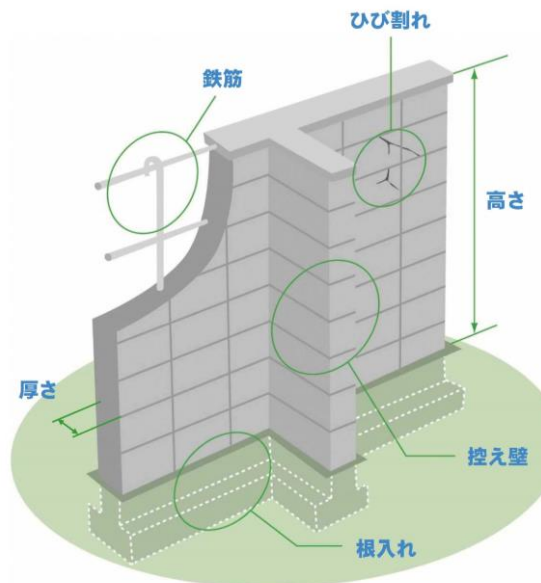
1.対象となるブロック塀等

～以下①～⑤の内容を全て満たすものが対象です

- ①益田市内にあるもの
- ②地震による倒壊の危険性があると判定されたもの
- ③高さが0.8mを超えるもの
- ④避難路（通学路等）に面して設置されたもの
- ⑤建築基準法に違反していないもの

2.補助金額

「ブロック塀等の除却工事費」又は、「ブロック塀等の延長の長さにより1m当たり8万円を乗じて得た額」のいずれか低い方の額の2/3以内（補助限度額20万円）



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

3.申込方法（事前相談）

まずは、建築課に電話等にてご連絡（事前相談）下さい。ご相談いただいたブロック塀等が補助対象となるか（避難路沿道であるか等）を確認し、補助対象となる可能性があると判断された場合、市職員による現地調査を行います。現地調査の際、市職員と確認しながら別表第1又は別表第2をご記入いただきます。

現地調査後、補助対象となると判断された後に、申請書をご提出いただきます。

※除却工事（補助対象工事）の契約（着手）後の申請はできません。

4.受付期間

期間：令和6年5月7日（火）～令和6年12月13日（金）

（令和7年2月21日（金）までに事業が完了するものに限りです）

5.注意事項

- ・市内に事務所を置く事業者において除却工事を行って下さい。
- ・ブロック塀等の除却を目的とした他の補助金と重複して申請することはできません。
- ・新たにフェンス等の構造物を設置する場合、建築基準法等に適合するものとして下さい。
- ・予算の上限に達した際は、受付を終了します。

相談窓口 建設部建築課指導係
（市役所分館 3F）

☎ 0856-31-0668

Fax 0856-31-0005

益田市ホームページ内の建築課で詳細を確認できます。

まずはお気軽にお問い合わせ下さい。